

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業』に対する質問への回答

対象書類 入札説明書

No	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	() 加 (か)				
1	入札参加者の構成	7	3	(1)	オ	ここでは資格確認申請から入札時までの代表企業、構成員、協力会社の変更の取扱いについて記載されていますが、入札時から本件特定事業契約の本契約締結時までの代表企業、構成員、協力会社の変更についての取扱いはどうなるのでしょうか。3(1)オと同様の取扱いとなるのでしょうか。そうでない場合は、具体的な取扱いについてご教示願います。	入札日以降行われる提案審査に影響を及ぼすため、基本協定締結までは、代表企業、構成員、協力会社の変更は認められません。
2	入札参加者の構成	7	3	(1)	オ	「やむを得ない事情であると市長が判断した場合には、代表企業以外の構成員及び協力会社の変更を認めることがある。」とありますが、下記及びの事情はやむを得ない事情に含まれるのでしょうか。、それぞれについてご回答願います。 構成員または協力会社が、貴市の指名停止を受ける可能性が高くなったことに伴い、入札参加者の失格を避けるために構成員または協力会社を変更すること。 構成員または協力会社が、貴市の指名停止を受ける可能性が高くなったことに伴い、本件特定事業契約の本契約不締結を避けるために構成員または協力会社を変更すること。	構成員及び協力会社が指名停止を受けるに至った背景等を踏まえて検討する予定です。仮定の質問には回答できません。
3	入札参加者の構成	7	3	(1)	オ	同一業務を2企業(以下A社、B社とし、A社、B社とも単独で担当業務の資格要件あり。)が担当する場合、入札参加資格確認申請から本件特定事業契約の本契約締結までに、A社が入札参加者から脱退することは可能でしょうか。そうではない場合は、具体的な取扱いについてご教示願います。	入札参加資格確認申請から入札までは入札参加資格確認申請から入札までは3(1)オのとおりです。 入札後、基本協定締結までは、No1のとおりです。 基本協定締結後、本契約締結までは、指名停止措置等を受けた企業の本事業における位置付け、指名停止措置等を受けるに至った理由などを総合的に判断して決定します。 ただし、提示された例の場合には、指名停止措置等を受けたA社と同等の能力を持ち、本事業に同等の関与を行う企業との交代を条件として、本契約を締結することになると考えます。
4	入札予定価格	11	3	(4)		平成18年10月13日付け特定事業の選定公表に記載されているPFI事業で実施した場合の貴市の財政負担額5,222百万円(単純合計額)と入札予定価格3,281,500,000円との関係についてご説明いただけないでしょうか。両者には約20億円もの開きがありますが、どのような組み立てになっているのでしょうか。	特定事業選定時の金額には、市が負担する起償償還額のほか、PFI事業期間終了後の21年度から30年度までの維持管理費なども加算しています。
5	質問への回答公表	14	4	(2)	オ	質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる質問は、質問当事者にどのような方法でご回答いただけるのでしょうか。	本事業においては、そのような質問が出ることは特に想定していません。もしも、そういった質問がある場合には、質問表の提出時にその旨を明記してください。質問内容が、そういったものに該当すると市が認めた場合には、質問者のみに回答する考えです。

No	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	() 加 (加)				
6	入札の辞退	15	4	(2)	ク	例えば、入札参加資格確認通知書を受領の後、当該入札参加グループ中のある企業が何らかの事情により今回の一般競争入札に参加することが出来なくなった場合においては、その参加が出来ない企業自体のみの辞退届では足りず、グループを構成する他各社も連帯をして参加辞退の届け出をする必要があるとの理解で宜しいでしょうか。又、参加が出来ない企業のみでの辞退届であれば良いとする場合において、様式3-1については、当該辞退企業のみについて記載のうえ届出るとの方法によることとなりますでしょうか。	資格確認申請書の提出後入札時まで、やむをえない事情があると市長が判断した場合には、代表企業以外の構成員及び協力会社の変更を認めることはありません。構成員または協力会社のうち1社が辞退する場合には、グループ全体で辞退してください。
7	入札の辞退	15	4	(2)	ク	入札後、基本協定締結までの間の応募者あるいは選定事業者からの辞退についての取扱いについてご教示願います。	入札後、基本協定書締結までは、辞退が可能です。
8	入札参加資格の確認基準日以降の取扱い	15	4	(2)	ケ	入札日における入札参加要件については記載されていますが、入札参加資格確認申請から入札日までの間の参加要件はどのようになるのでしょうか。P7 3の(2)の参加要件を欠いた場合でも、失格にならないとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
9	入札書の開札について	16	4	(2)	サ	開札日の入札参加者の立ち会い人数に制限はあるのでしょうか。	入札参加者又はその代理人の立会いは、1グループから1名となります。
10	特別目的会社(SPC)の資本金	19	6	(2)		最低資本金額の下限設定は無く、法による特段の定めのある場合を除き、提案事業者の判断・提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
11	事業契約の締結	19	6	(3)		落札後に締結される本事業契約(仮契約も含め)の性格は、例えば、請負契約、売買契約、又は事務処理の委任など、如何様なる理解で宜しいでしょうか。	施設の売買、業務委託を含んだ特殊な契約内容を有する契約と考えています。
12	事業契約の締結	19	6	(3)		定められる違約金を落札金額の100分の10と見積もられた算出根拠をお示しねがえますでしょうか。	乙の責めに帰すべき事由によって本件特定事業契約の本契約の締結に至らなかった場合には、入札のやり直しや、新校舎供用開始遅延に伴う代替校舎確保の費用などがかかることが想定されます。それらの金額を想定して、「落札金額の100分の10」と想定しました。
13	費用負担について	19	6	(3)		「事業契約締結に係るSPC側の弁護士費用、印紙税などは、落札者の負担とする。」とありますが、これらの費用は、サービス購入料1のその他関連費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
14	サービス購入料の構成(既存校舎の実施設費用について)	20	7	(1)		既存校舎の解体工事に関する実施設計費用はサービス購入料1の扱いとなるのでしょうか。	解体関連業務として、サービス購入料2でご検討下さい。

No	タイトル	該当箇所				質問	回答	
		頁	() 加 (加)					
15	サービス購入料3の支払い方法について	21	7	(2)	リ	(7)	サービス購入料3の支払いについては、事業者の提案により必要な時期に支払うことも可能とされていますので、平準化されていなくても良いものと解釈します。平準化されにくいものとして修繕に係る費用が挙げられます。修繕費を含むサービス購入料3を平準化払いでも都度払いでも良いとされているのはどのような考えからなのでしょう。大規模修繕計画の取扱いとの関係があるのでしょうか。	基本的には平準化されるものと想定していますが、民間事業者の方の提案を広く受け入れることができるように、そういった条件設定としました。
16	水道光熱費について	20	7	(1)			サービス購入料3、4に係る別途市が負担する水道光熱費の支払いサイクルはどのようになるのでしょうか。毎月払いとなるのでしょうか。	毎月です。
17	サービス購入料の構成(費用の分類について)	20	7	(1)			夜間定食運営業務に係る経費をひとくくりに扱い、業務の建付けと対価の関係をスッキリさせたいとの考えから、固定厨房機器の初期設置費及び非固定厨房機器の初期設置費はサービス購入料1とし、固定厨房機器の修繕費、非固定厨房機器の更新費・修繕費、並びに備品・消耗品の初期整備費・更新費、食堂(自習室等としての使用含む)・厨房・売店・自販機周りの日常清掃費をサービス購入料4として計上することは認められるでしょうか。なお、サービス購入料4は平準化したもので計画します。	そのような考え方で計上してください。
18	サービス購入料の構成(食堂のテーブル、椅子の設置費用の扱いについて)	20	7	(1)			食堂に設置するテーブル、椅子等の購入、配置は事業者提案によることとなりましたが、その費用はサービス購入料1の扱いとなるのでしょうか。	お考えのとおりです。
19	サービス購入料の構成(市の別途負担方法について)	20	7	(1)			光熱水費、廃棄物処分費及び固定厨房機器の更新費に係る市の「別途負担」方法について、計量、費用負担方法(請求と支払い、その時期)等、それぞれについて手続きを具体的に示し願います。	市で個別に契約し、当該電気事業者や産廃処理業者からの請求に応じて支払います。厨房機器については、修理が不能となると事業者が判断した段階で、随時教育委員会に更新について協議いただくこととなります。
20	サービス購入料の構成(水道料金加入金について)	20	7	(1)			水道利用加入金は事業者負担でしょうか。事業者負担の場合は、新築の扱いによる全額納入(サービス購入料1に計上)となるのでしょうか。あるいは、市の施設であることの特例や、既存施設の加入分の軽減など、何らかの減免措置が有るのでしょうか。	水道利用加入金は事業者の負担とはなりません。
21	サービス購入料の構成	21	7	(1)			市は、事業者の行う業務に着目し、サービス購入料を4つに分けて支払うこととする。具体的には、次のとおりである。と記載で区分(サービス購入料1)に食堂運営のための厨房機器の整備費とあり、区分(サービス購入料4)で夜間定食に関する費用(備品更新費、消耗品等)とありますが、要求水準書の別紙12(札幌市が更新を予定する厨房機器例)がサービス購入費1の対象であり、例えば包丁や鍋等がサービス購入料4に含まれると考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁		()	加	(加)		
22	サービス購入料3の支払い方法について	21	7	(2)	ウ	(7)	<p>サービス購入料3 [維持管理業務に関する対価]のうち修繕費については、要求水準を満たすために事業者の計画を超える修繕が必要となった場合の費用負担は事業者の負担となるものと理解しております。</p> <p>また建物の傷みが計画時の想定よりも少なく事業者の計画通りに修繕を行わなくとも要求水準を満たす場合には、必要が生じていない修繕は行わなくともサービス購入料3のうち修繕に関する対価は特定事業契約で締結した金額通りに支払われるものと理解しております。</p> <p>上記2点について、その理解で宜しいかご回答ください。</p> <p>また上記のついてのご回答は、サービス購入料3を毎回同額とする提案の場合でも、修繕費を事業者が必要と考える時期に支払う提案とする場合でも、同じ扱いと考えて宜しいかをご回答ください。</p>	いずれもお考えのとおりです。
23	関係書類	25	8	(2)	ケ		<p>関係書類のうち、「印鑑証明書」は代表企業のもののみでよろしいのでしょうか、構成員、協力会社全社分必要でしょうか。</p>	入札参加資格確認申請書提出の意思を確認する意味から構成員・協力会社全社分が必要です。